

令和2年 京都府労働委員会の労働紛争の取扱状況について

令和3年2月26日
京都府労働委員会事務局

京都府労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関であり、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成の特色を生かして、中立・公正な立場で労使紛争の早期解決に当たっています。
この度、令和2年1月から12月までの期間の京都府労働委員会の労働紛争の取扱状況について以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

▶ 労働紛争取扱状況

【個別労働関係紛争のあっせん】（個々の労働者と事業主の間の紛争）

- ・新規申請は21件（対前年比233.3%）で、申請件数が20件を上回るのはリーマンショック後の平成23年以来9年ぶり。
- ・あっせん事項別でみると、時間外手当や解雇予告手当などの支払に関するものが18件、退職・解雇といった離職に関するものが10件と上位を占める。
（注）複数のあっせん事項を含む事件があるため、事項別件数の計は40件で申請件数（21件）とは一致しない。
- ・コロナ禍を直接の原因とする紛争は2件であるが、コロナ禍に伴う雇用情勢の悪化により、離職に関する紛争が増加していると思われる。

【労働争議の調整】（労働組合と使用者の間の紛争）

- ・新規申請は3件、いずれも組合側からのあっせん申請で、賃金等の増額に関するものが1件、組合活動に関するものが1件、誠実な団体交渉の開催を求めるものが1件となっている。

【終結の状況】

- ・令和2年に終結した20件のうち、解決したものが14件、申請者が申請を取り下げたものが3件、労使の主張に隔たりがありあっせんを打ち切ったものが2件、不応諾が1件、解決率は82.4%で過去5年間で最も高かった（全国平均約50%）。

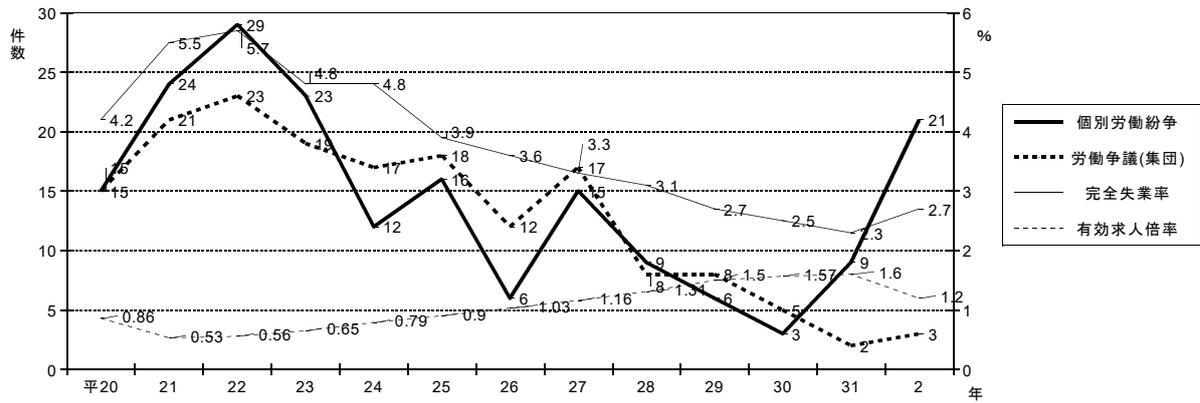
（注）解決率は、取下げを除く終結事件数に対する解決件数の割合である。

（単位：件）

区分	年	係争事件			終結事件					次年繰越	解決率
		前年繰越	新規申請	計	解決	打ち切り	不応諾	取下げ	計		
合計	2	2	24	26	14	2	1	3	20	6	82.4%
	31・元	0	11	11	5	2	1	1	9	2	62.5%
	30	1	8	9	2	1	5	1	9	0	25.0%
	29	5	14	19	10	2	4	2	18	1	62.5%
	28	5	17	22	8	4	3	2	17	5	53.3%
個別労働関係紛争	2	1	21	22	10	2	1	3	16	6	76.9%
	31・元	0	9	9	4	2	1	1	8	1	57.1%
	30	0	3	3	1	0	2	0	3	0	33.3%
	29	0	6	6	2	0	3	1	6	0	40.0%
	28	1	9	10	7	1	1	1	10	0	77.8%
労働争議（集団）	2	1	3	4	4	0	0	0	4	0	100.0%
	31・元	0	2	2	1	0	0	0	1	1	100.0%
	30	1	5	6	1	1	3	1	6	0	20.0%
	29	5	8	13	8	2	1	1	12	1	72.7%
	28	4	8	12	1	3	2	1	7	5	16.7%

【参考】あっせん…当事者間での自主的な解決が困難となった場合に、公平・中立のあっせん員が労使の間に入って話し合いによる解決をサポートする制度

【参考】あっせん申請件数の推移



【参考】事前相談件数の概要

- ・京都府労働委員会では、個別労働関係紛争に係る労働相談を受け付けている。
- ・令和2年の相談件数は163件(対前年比135.8%)。相談件数が150件を上回るのは、リーマンショック後の平成24年以来8年ぶり。
- ・相談内容は、職場の人間関係が42件、解雇等雇用に関するものが24件、賃金不払が18件等となっている。

(単位: 件)

年	28	29	30	31・元	2
相談件数	116	106	99	120	163

【不当労働行為事件の審査】(労働組合法に基づく不当労働行為の救済申立に対する審査)

- ・新規申立ては2件で、前年からの繰越を含め4件が係属
- ・うち1件が救済で終結し、3件が係属中

(単位: 件)

区分	年	係属事件			終結事件					次 繰 越
		前 繰 越	年 越	新 規 申 立 て	計	命 令 救 済	棄 却	和 解	取 下 げ	
不当労働行為事件の審査	2	2	2	4	1	-	-	-	1	3
	31・元	4	2	6	1	1	2	-	4	2
	30	5	3	8	1	1	2	-	4	4
	29	-	6	6	-	-	1	-	1	5
	28	1	1	2	1	-	1	-	2	-

(単位: 回)

区分	年	調 査	審 問	合 議	和 解	計
不当労働行為事件の調査・審問等実施回数	2	4	5	3	7	18
	31・元	6	4	6	11	27
	30	22	3	6	24	55
	29	11	2	-	8	21
	28	-	2	4	-	6